

令和2年3月12日

1年生から5年生の保護者様

市川市立宮田小学校
校長 本多 妃佐子

臨時休校にともなう給食費の取扱いについて

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、皆様もご承知のとおり2月28日（金）より3月25日（水）までの間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、すべての市川市立幼稚園・小中学校・義務教育学校・特別支援学校が休校になりました。その間の13日分予定していた給食も中止となりました。

給食食材は、各納入業者に発注のお断りをできるだけ進めましたが、2月28日（金）・3月2日（月）の二日分につきましては、食材納入を停止することができませんでしたので、給食費の返金はできません。誠に恐縮ではございますが、ご了承ください。

つきましては、すでに徴収しております給食費のうち未実施の11日分を返金せずに、下記のとおり次年度へ繰り越す対応をいたします。主旨をご理解の上何卒ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 精算期間

3月 3日（火）～3月17日（火）の11日間

2 1食当たりの保護者負担額 263円

3 繰越額 一人あたり2,893円

※263円（1食当たりの保護者負担額）×11日（精算日数）

4 繰越金の充当

今回繰越をした分は、次年度4月の給食費に充てますので、4月の給食費は1,607円を徴収させていただきます。

5 卒業生と転出児童

卒業生と転出児童分につきましては全額返金（2,893円）します。